

宇治市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年3月27日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

松 峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

教育委員会の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

中学校施設使用料収入状況（教育総務課）

複写機使用料収入状況（中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館）

報償費支出状況（教育総務課）

需用費支出状況（学校管理課）

図書館資料提供費支出状況（中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館）

委託料支出状況（学校管理課）

工事請負費支出状況（学校管理課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、教育総務課、学校管理課、中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館における事務事業のうち、主として令和4年4月1日から令和4年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和5年1月4日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和5年2月21日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむ

ね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 教育総務課

(1) 中学校施設使用料収入状況について

これまでの定期監査において、使用料に係る事務に関し複数の不備が見受けられたと指摘した点については、今回も不備が見受けられた。適正な事務の執行に向けて、早急に改善されるよう求める。

(2) 報償費支出状況について

適正に処理されていた。

2 学校管理課

(1) 需用費支出状況について

おおむね適正に処理されていた。

(2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 工事請負費支出状況について

適正に処理されていた。

3 中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館

(1) 複写機使用料収入状況について

前回の監査と同様、中央図書館において調定及び入金の遅れが見受けられた。また、現金保管上の不備も見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。

(2) 図書館資料提供費支出状況について

前回の監査と同様、中央図書館において支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。また、同館において納品図書の検収の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。